

## 農業年金に加入しましょう。

## 農業者年金制度

1. 農業に従事する方は広く加入できます。

国民年金の第1号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の方なら、誰でも加入できます。農地を持っていない農業者、配偶者や後継者などの家族従事者も加入できます。脱退も自由で、加入期間にかかわらず、支払った保険料は将来、年金として受け取ることができます。

2. 保険料の額を自由に選択できます。

毎月の保険料は20,000円を基本に、最高67,000円まで1,000円単位で自由に選択できます。経済的な状況や老後設計に応じて保険料を自由に設定でき、いつでも見直しすることができます。

3. 確定拠出型年金で長期にわたり安定しています。

将来の年金受給に必要な原資をあらかじめ自分で積み立て、運用実績により受給額が決まる確定拠出型年金です。運用利回りの状況に応じて保険料が引き上げられることはありません。

4. 80歳までの保証がついた終身年金です。

年金は終身受給できますが、仮に加入者や受給者が80歳になる前に亡くなった場合でも、死亡した月の翌月から80歳まで受け取るはずの農業者老齢年金を予定利率で割り戻した額を死亡一時金として遺族が受け取れます。

5. 税制面でも大きなメリットがあります。

保険料は、全額（年額最高80万4,000円）、所得税の社会保険料控除の対象になります。年金は公的年金等控除の対象となります。

6. 意欲のある担い手は保険料助成があります。

一定の条件を満たす人は国から保険料の支援が受けられます。ご相談ください。

お問い合わせ

〒046-8546 余市町朝日町26番地

余市町農業委員会事務局

電話：0135-21-2135